



# 島根県報

令和7年7月11日（金）

第 6 3 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則（会 計 課） 2

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定（地 域 福 祉 課） 2

生活保護法の規定による介護機関の指定（ ” ） 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出（ ” ） 3

生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出（ ” ） 3

身体障害者福祉法の規定による医師の指定（障 が い 福 祉 課） 3

令和7年度定期種畜検査に合格した種畜（畜 産 課） 4

保安林の指定（森 林 整 備 課） 5

土砂災害警戒区域の指定の解除（砂 防 課） 6

土砂災害特別警戒区域の指定の解除（ ” ） 6

### 【公 告】

公共測量の実施（技 術 管 理 課） 6

### 【特定調達公告】

島根県建設工事事務管理システムミドルウェア更新及び一部改修業務に係る随意契約の相手方等（土 木 総 務 課） 7

分析走査型電子顕微鏡システムの賃貸借に係る一般競争入札の実施（警 察 本 部） 7

### 【正 誤】

令和6年3月29日付け島根県報号外第31号中（道 路 維 持 課） 10

## 公布された条例等のあらまし

◇物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第64号）

### 1 規則の概要

- (1) 一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約に係る特例公告の期限を定めた規定を削除することとした。（第3条関係）
- (2) (1)に伴う規定の整理

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第64号

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削り、同条第4項中「第2項本文」を「前項本文」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条第2項中「から第4項まで」を「又は第3項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ふちわき耳鼻咽喉科クリニック	出雲市稲岡町607番地3	令和7年5月1日
かものはし在宅クリニック	雲南市加茂町宇治796-7	令和7年5月12日
訪問看護ステーション よさみ	江津市嘉久志町2426番地10	令和7年5月7日
大耀堂うえにし薬局	雲南市木次町木次437	令和7年6月1日

### 島根県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社みどり薬局	出雲市大津新崎町2丁目15番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	みどり薬局	出雲市大津新崎町2丁目15番地	令和6年4月1日

## 島根県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人木星会 樋野医院	出雲市斐川町神水2792	令和7年3月31日
ふちわき耳鼻咽喉科クリニック	出雲市稲岡町607番地3	令和7年4月30日
大森歯科医院	益田市乙吉町イ89番地10	令和7年4月30日

## 島根県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
医療法人社団どれみクリニック 基常小児科福代皮膚科	医療法人社団どれみクリニック 福代皮膚科	出雲市塩冶町1523-2	令和7年5月1日

## 島根県告示第407号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
熊崎 健介	小児科	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	令和7年6月30日
芦澤 信雄	内科・消化器内科	社会医療法人昌林会もりわきクリニック	安来市荒島町1728-6	令和7年6月30日

角 優	内科	社会医療法人昌林会安来第一病院	安来市安来町899-1	令和7年6月30日
奈須 友裕	整形外科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	令和7年6月30日
西 真一郎	整形外科	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	令和7年6月30日
池 頌紀	リハビリテーション科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和7年6月30日
天野 芳宏	呼吸器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和7年6月30日
大谷 舜	心臓血管外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和7年6月30日

## 島根県告示第408号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定による令和7年度定期種畜検査が実施され、種畜証明書を交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
22132010001	海風（日馬繁32S 00022）	馬 日本輓系種	2級
22032020002	木呂（日馬繁32S 00024）	馬 日本輓系種	2級
22232010001	晴奏（日馬繁32S 00025）	馬 日本輓系種	2級
22201150003	崔祈（日馬繁01S 02950）	馬 ブルトン種	2級
11343050097	茂華松（全和黑原6089）	肉用牛 黒毛和種	1級
11052113694	弘勝（全和黑15523）	肉用牛 黒毛和種	1級
11411625240	花福14（全和黑15797）	肉用牛 黒毛和種	1級
11399133874	亀永藤（全和黑原6500）	肉用牛 黒毛和種	1級
11367251388	百合久勝（全和黑高2062）	肉用牛 黒毛和種	1級
11587932944	暁之藤（全和黑原6333）	肉用牛 黒毛和種	特級
11617833517	忠白隆（全和黑原6425）	肉用牛 黒毛和種	1級
11639450709	角太郎（全和黑原6466）	肉用牛	1級

		黒毛和種	
11399133867	百合将福（全和黒15860）	肉用牛 黒毛和種	1級
11648034068	暁亀忠（全和黒原6581）	肉用牛 黒毛和種	1級
11683657468	金幸照（全和黒原6693）	肉用牛 黒毛和種	1級
11664551167	北斗百合（全和黒16154）	肉用牛 黒毛和種	1級
10870157996	尊（全和黒15725）	肉用牛 黒毛和種	2級
11417828164	恵乃星（全和黒原6411）	肉用牛 黒毛和種	2級
10874564561	咲蘭坊（全和黒16058）	肉用牛 黒毛和種	2級
11665734699	簸乃神（全和黒16059）	肉用牛 黒毛和種	1級
11370946547	貴幸国（全和黒15752）	肉用牛 黒毛和種	1級
11617833555	島福久（全和黒原6475）	肉用牛 黒毛和種	1級
11472019125	北百合久（全和黒16165）	肉用牛 黒毛和種	1級

#### 島根県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をしますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林の所在場所

松江市東出雲町上意東字ユツリハ1319

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ユツリハ1319（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成31年島根県告示第226号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

長沢G

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

#### 島根県告示第411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年島根県告示第229号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

浜田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

長沢G

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和7年7月3日から同月31日まで
- 3 作業地域  
出雲市塩冶町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
島根県建設工事事務管理システムミドルウェア更新及び一部改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年6月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 日立システムズ 岡山支店 支店長 坂東 拓也  
岡山県岡山市北区柳町二丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
46,799,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年7月11日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
分析走査型電子顕微鏡システムの賃貸借契約 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
  - (3) 賃貸借期間  
令和8年3月1日から令和16年2月28日まで

## 2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「14借入品」、小分類「(4)理化学機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2241、2242及び2243）

## 5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年8月5日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

### ア 交付期間

本公告の日から令和7年8月5日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### イ 交付場所

4の場所

- (2) 入札説明会

行わない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年8月5日（火）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

### (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年9月16日（火）午前9時から同月17日（水）午後4時まで（同月16日午後5時から同月17日午前9時までを除く。）

### (2) 書面による入札の日時、場所等

#### ア 日時

令和7年9月17日（水）午後4時まで

#### イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年9月17日（水）午後4時までに到着していること。

### (3) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和7年9月18日（木）午前10時

#### イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第2小会議室

## 8 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

### (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。  
 なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Lease contract of the analysis scanning election microscope system
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. September 16, 2025 to 4 : 00 p.m. September 17, 2025
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. September 17, 2025  
 (Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. September 17, 2025)
- (4) Date and time for bid opening : 10 : 00 a.m. on September 18, 2025
- (5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono - machi, Matsue - shi, Shimane - ken, 690 - 8510 Japan  
 TEL : 0852 - 26 - 0110 (ext. 2241, 2242, 2243)

**正****誤**

令和6年3月29日付け島根県報号外第31号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示 第233号中 の表中	松江市大野町111番22地 先から同町2303番14地 先まで	松江市大野町2303番14 地先から同町111番22地 先まで